

国出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて

平成24年2月9日
九州地方知事会長
大分県知事 広瀬 勝貞

1 これまでの議論の進捗

- 民主党政権の下、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、その中で「国の出先機関の原則廃止」が明記された。
- この政府の方針を受け、九州地方知事会では、現在の各出先機関の組織について、その機能を損なわない形で受け入れることができるよう、また、従来のように事務・権限の仕分けに時間を費やして改革が頓挫することのないよう、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れるための組織として「九州広域行政機構（仮称）」を提案した。
- その後、政府は「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(H22.12.28閣議決定)において、「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とすることを決定し、また、「平成24年通常国会への法案提出、平成26年度中の事務・権限の移譲」を目標として掲げた。
- 昨年12月26日には、第15回 地域主権戦略会議において、経済産業局及び地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補としつつ、概ね九州地方知事会の考えに沿った形で「広域的实施体制の枠組み（方向性）」が了承された。
- 政治のリーダーシップの下、「国の出先機関の原則廃止」の実現に向け、着実に前進していることについて、我々は大いに評価している。

2 「丸ごと」移譲の実現

- 「国の出先機関の原則廃止」の方向性が示された今、制度の詳細についての実務的な調整が求められている。
- しかし、現在、政府部内において「丸ごと」移譲に向けた調整が十分に進んでいるようには見受けられない。

- 今回の改革は、「全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき出先機関を移譲する」（「アクション・プラン」）こととされており、また、当面の移譲対象候補を3局に限定していることから、地域主権確立に向けての暫定的な措置であるといえる。
- そのような中で、国、地方ともに、その有する責任を全うすることができ、また、住民サービスを低下させることのない形で「丸ごと」移譲を実現していくためには、現行制度の枠組みに拘泥することなく、柔軟かつ新たな発想で「事務区分」や「国の関与」などについて検討していく必要があるのではないか（別紙参照）。
- 仮に、「移譲の例外となる事務・権限」を広く認め、一部の事務・権限等しか移譲されないようなことになれば、現在の出先機関の組織・人員等（機能）が分断され、国、地方ともに、事務を効率的・効果的に遂行することが困難になり、住民サービスの低下が懸念される。
- 地域主権戦略会議において大きな方向づけがされたのであるから、今後は、政府部内で十分に調整を行い、国、地方が一丸となって真に国民、住民のためになる出先機関改革を実現すべきである。

3 市町村等の不安・懸念の解消について

(1) 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 「国の出先機関の原則廃止」について、市町村や関係団体等からは、特に、大規模災害等の緊急時において住民サービスの低下等が生じるのではないかと不安や懸念の声が上がっている。
- 九州地方知事会としては、前回のアクション・プラン推進委員会において基本的な考え方を示したところであるが、今後、政府部内で十分に調整を図り、早期に方針を明らかにするよう求める。

[九州地方知事会の考え方]

(第4回アクション・プラン推進委員会(H23.12.19)九州地方知事会長 提出資料より)

- ・「丸ごと」移譲が実現すれば、出先機関の専門性・機動力等がそのまま九州広域行政機構（仮称）に移ることになるため、現在の出先機関が担っている役割を果たすことは可能と考える。
- ・国からの「指示」等の仕組みを制度上担保しておけば、全国の出先機関の人員・資機材の動員といった対応は十分に可能と考える。
- ・平時からの国との意思疎通や国による現地状況の把握についても、人事交流や連絡調整等のための会議の開催、共同の防災訓練など、運用面で対応可能と考える。

(2) 財源

- 社会資本整備が遅れている地域の市町村や住民等は、出先機関が地方に移譲されることで十分な財源が確保されなくなり、地域間格差がさらに拡大してしまうことなどを懸念している。
- 九州地方知事会としては、移譲に際しては、必要な財源について、事業費と人件費を明確に区分した上で、その全額が国から措置されるべきであり、その法的担保が必要であることを、従前より主張してきた。

[九州地方知事会の考え方]

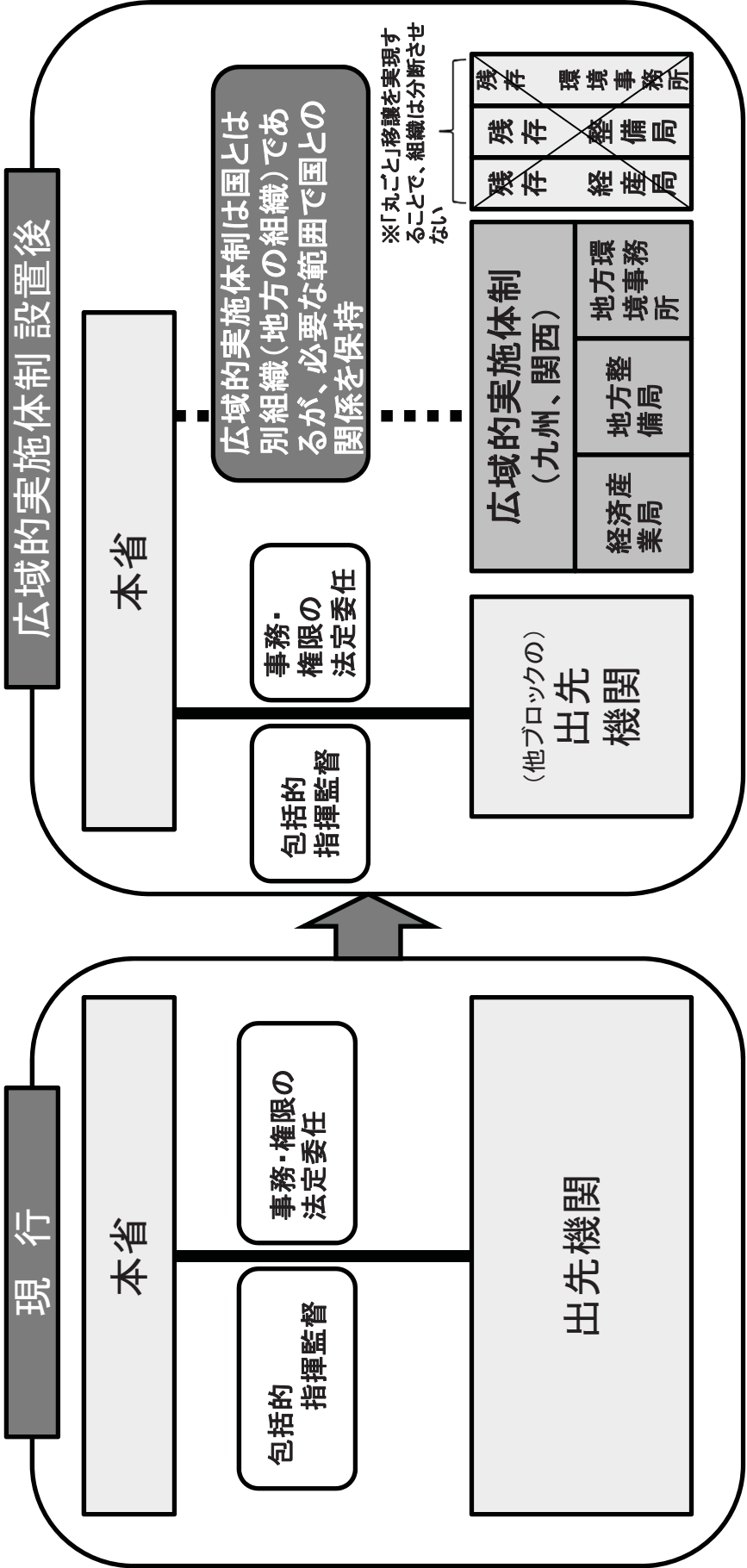
(第4回アクション・プラン推進委員会(H23.12.19)九州地方知事会長 提出資料より)

- ・九州広域行政機構(仮称)が国に交付金を要求することとし、その相手方を内閣総理大臣とする。
- ・国の財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書等を提出することとし、内閣総理大臣はこれに遅滞なく回答するものとする。

- 財源の確保は出先機関の移譲を受ける前提となるものであるが、「広域的实施体制の枠組み(方向性)」(H23.12.26 第15回地域主権戦略会議 了承)においては「移譲される事務・権限の執行に要する財源について、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる」と記載されているのみである。
- 早期に政府としての具体的な方針を明らかにするとともに、我々の主張を関連法案に規定するよう求める。

4 その他

- 「広域的实施体制の枠組み(方向性)」において「構成団体の事務・権限の持ち寄り」について述べられているが、「**持ち寄り事務**」の取扱いについては、地域の自主性・主体性にまかせるべきであり、「持ち寄り事務」の実施を移管の条件とするような制度設計は、地域主権の理念に反するものである。
- また、「**政令市**」の加入を促進することが記載されているが、これについても、地域の自主性・主体性の観点から、加入を義務づけるような取扱いとするべきではない。



今回の改革は、地域主権確立に向けた暫定的な措置

- ①地域ごとの「手あげ方式」(従前の「国の出先機関」と「広域的实施体制」が併存)
- ②当面の移譲対象候補を3局に絞り込み(経済産業局、地方整備局、地方環境事務所のみ)

「丸ごと」移譲の実現のためには、現行制度の枠組みに拘泥せず、柔軟かつ新たな発想で取り組む必要

事務の区分について

- 自治事務
- 法定受託事務

+

○国の権限・責任を確保するための新たな措置